

## 生駒市景観審議会に関する条例・規則資料

生駒市景観条例（抄）

生駒市景観条例施行規則（抄）

生駒市風致地区条例（抄）

## 生駒市景観条例（抄）

（策定の手続）

第7条 市長は、景観形成基本計画又は景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観形成基本計画又は景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第8条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

第11条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、市長に必要な助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により助言を求められたときは、生駒市景観審議会に意見を聴くことができる。

（勧告の手続等）

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（変更命令等の手続）

第14条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

(景観審議会)

第20条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、生駒市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 審議会は、第11条第2項、第12条及び第14条の規定によりその権限に属することとされた事項については、これらを専門に調査審議する部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

## 生駒市景観条例施行規則（抄）

### （景観審議会）

第19条 条例第20条第1項の生駒市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （部会）

第20条 条例第20条第6項の部会(以下「部会」という。)は、会長が指名する委員若干人をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条第6項から第8項までの規定は、部会の会議について準用する。

### （委員以外の者の出席等）

第21条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員又は部会に属する委員以外の者に対し、審議会若しくは部会に出席を求め、その意見若しくは説

明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第22条 前3条に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、  
会長が審議会に諮って定める。

## 生駒市風致地区条例（抄）

（風致地区の種別）

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区、第4種風致地区及び第5種風致地区とし、その区域は、生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）第20条第1項の生駒市景観審議会の意見を聴いて、市長が定める。

2 市長は、前項の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。